

千葉経済大学短期大学部

令和5年度 科目等履修生 試験要項

本学の科目等履修生制度について

それぞれの資格取得などの目的にあわせて、必要な授業(単位)のみを履修する制度です。
本学の在学学生に開講している授業と同じ授業を聴講することになります。
学籍(在学)にはなりませんので、学生証や在学に関する証明書類の発行はできません。

〔お問合せ・書類提出先〕 千葉経済大学短期大学部 学 務 課

〒263-0021 千葉市稲毛区轟町 3-59-5 TEL 043-255-4370 FAX 043-252-6050 E-mail tgakumu@cku.ac.jp

1. 出願資格

【司書資格要件の科目】

大学(短期大学を含む)を卒業した者または大学に2年以上在学して62単位以上修得した者

【小学校・幼稚園教諭二種免許状取得要件の科目】

大学(短期大学を含む)を卒業した者

【保育士資格要件の科目】

本学こども学科保育コースを卒業した者

【その他】

高等学校を卒業した者またはこれと同程度の学力を有する者

2. 選考方法

面接および出願書類の審査

司書・小免・幼免・保育要件科目の履修希望者には、さらに作文(400字～600字)を課します。

3. 出願から合格発表・手続きまでの日程

出願期間	令和5年3月7日(火)・8日(水)・9日(木) 9:00～16:30
試験日時	令和5年3月16日(木) 13:00～17:00
合格発表	令和5年3月17日(金) 郵送により通知
手続き期間	令和5年3月20日(月)～24日(金)

4. 履修期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)

- ・司書資格要件科目をすべて履修するためには2年必要となります。
- ・幼稚園教諭二種免許状取得要件科目をすべて履修するためには2年必要となります。
(令和5年度のみ)
- ・保育士資格取得要件科目をすべて履修するためには2年必要となります。(令和5年度のみ)
- ・前年度から継続して履修する場合、新たに出願し履修の許可を受ける必要があります。

5. 出願方法

- ・「6. 出願書類(1)～(11)」をすべてそろえて学務課窓口に提出してください。
- ・受験者本人が来校し、窓口を持参することとします。それ以外は受理できません。
- ・一度受理した書類および検定料は返還できません。ご了承ください。
- ・書類確認の際に必要な可能性がありますので、出願時には印鑑をご持参ください。

6. 出願書類

- ・証明書は発行日が3ヶ月以内であること。
- ・証明書が旧姓の場合は戸籍抄本を添付すること。
- ・前年度より継続して履修を希望する場合、(3)(4)は必要ありません。

(1) 検定料 10,000円

(2) 願書

- ①太線内はすべて記入し、履修を希望する全ての科目を記載してください。
※時間割編成の都合により、科目を変更していただく場合がありますのでご了承ください。詳細は合格後4月に連絡いたします。
- ②写真(縦4cm×横3cm)は、3ヶ月以内に撮影したものを使用し、裏面に氏名を明記して所定欄に貼付してください。
なお、合格後には科目等履修生証用に写真(縦4cm×横3cm)が必要となります。

(3) 最終学歴の卒業証明書(開封無効)

- ①出願時に卒業見込である場合は卒業見込証明書を提出し、卒業後、速やかに卒業証明書を提出してください。
- ②大学に在学中で①に該当しない場合は在学証明書を提出してください。

(4) 最終学歴の成績証明書(開封無効)

出願時に卒業見込である場合は出願時点で発行可能な成績証明書を提出し、卒業後、速やかに再度、成績証明書を提出してください。

(5) 健康診断書(3ヶ月以内に検査したもの)

指定用紙に医師の診断を受けて提出してください。教員免許状取得要件科目希望者は、令和5年2月以降に検査したものに限ります。

(6) 合否連絡用返信封筒 ※指定封筒に宛先を記入し、354円分の切手を貼ってください。

(7) シラバスのコピー〔該当者のみ〕

- ① 司書資格要件科目履修希望者
卒業大学(短期大学)における取得科目の中で認定対象となる科目がある場合は、該当科目のシラバスのコピー(単位取得年度のもの)を提出してください。
- ② 小学校・幼稚園二種免許状要件科目履修希望者
卒業大学(短期大学)における取得科目の中で免除対象となる科目がある場合は、対象科目のシラバスのコピー(単位取得年度のもの)を提出してください。

(8) 教育実習内諾先〔小・幼免許科目希望者のうち該当者のみ〕

教育実習を履修する場合には、「教育実習内諾先」を提出してください。

(9) 単位修得証明書・学力に関する証明書〔小・幼免許科目希望者のうち該当者のみ〕

卒業大学（短期大学）における取得科目の中で免除対象となる科目がある場合は、「単位修得証明書」（指定用紙）もしくは「学力に関する証明書」（卒業大学様式）を提出してください。

(10) 取得済み教員免許状のコピー〔小・幼免許科目希望者のうち該当者のみ〕

すでに教員免許状を取得している場合は、その免許状のコピーをA4サイズで提出してください。取得済みの教員免許状について、**すべてご提出ください**。

出願時に取得見込である場合は、免許状取得見込証明書を提出し、卒業後、速やかに免許状のコピーを提出してください。

(11) 学外実習にかかる誓約書

〔小・幼免許科目および保育士資格科目希望者のうち該当者のみ〕

教育実習・基礎演習・教職概説・保育実習ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅲいずれか1科目でも履修を希望する場合は、「学外実習にかかる誓約書」を提出してください。誓約書作成にあたっては、関係書類をよく読み、実習の基本方針について理解したうえで用紙の所定欄に署名をしてください。

7. 合格発表および合格後の手続

- ・ 合否については、本人宛に速達郵便でお知らせします。電話による問い合わせには応じません。
- ・ 合格者は、合格通知に同封された振込用紙で、手続き締切日までに所定の履修費等を納入してください。手続き締切日までに振込が確認できず、辞退の確認がとれない場合は、合格を取り消します。
- ・ 入金確認の連絡はいたしません。振込金受領書は大切に保管してください。
- ・ 万が一、辞退される場合には、**必ず手続き締切日までに短大学務課へ連絡をしてください**。
- ・ 一度納入された履修費等は返還いたしませんのでご了承ください。

8. 履修費等

- ・ 登録料 20,000円（前年度より継続して履修する場合は免除）
- ・ 履修費 1単位10,000円 ※電算科目においては別に実習費20,000円
- ・ 介護等体験を行う場合は、介護等体験費10,000円
- ・ 介護等体験・教育実習を行う場合は、学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険に加入していただくため、別途保険料が必要になります。
- ・ 教科書代などは別途必要になります。詳細は合格後の手続き完了者にご連絡いたします。

9. その他

- ・ 本学の学則および学内諸規程を遵守していただきます。
- ・ 学内およびその周辺での喫煙は禁止しています。
- ・ 自動車・バイクなどによる通学は禁止しています。構内への乗り入れも禁止です。出願・受験時においても、公共の交通機関で来校ください。
- ・ 授業時間

第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
	昼 休 み
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50

千葉経済大学短期大学部科目等履修生規程

第1条 本学学則第31条の規定に基づき、本学所定の科目中1科目または数科目を選び履修しようとする者があるときは、授業および研究に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

第2条 科目等履修生の入学資格は高等学校を卒業した者またはこれと同程度の学力を有する者とする。ただし、小学校、幼稚園教諭免許取得要件の科目を履修する場合にあっては大学（短期大学を含む。）を卒業した者、保育士資格要件の科目を履修する場合は、本学こども学科保育コースを卒業した者、司書資格に関する科目を履修する場合にあっては大学（短期大学を含む。）を卒業した者または大学に2年以上在学して62単位以上修得した者に限る。

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、本学所定の書類（願書、健康診断証明書）に最終学歴の卒業証明書および成績証明書と検定料（10,000円）を添えて学長に願出しなければならない。

2 司書課程に関する科目の履修を希望する者で、大学に在学中の者は、その大学の在学証明書をもって最終学歴の卒業証明書に代えるものとする。

第4条 科目等履修生の入学に関しては、学科長および教務部長が選考の上さしつかえないと認める者に限り、学年または学期の始めに学長が履修を許可する。

第5条 履修を許可された者は、登録料（20,000円）および履修料（1単位につき10,000円）を納入しなければならない。

2 電子計算機関係の科目を履修する者は、登録料および履修料のほか、別に定めるところにより、実習費を納入しなければならない。

第6条 科目等履修生には科目等履修生証を交付する。科目等履修生は学内では常時科目等履修生証を携帯しなければならない。

第7条 科目等履修生は許可された科目以外の科目は履修できない。

第8条 科目等履修生は履修した科目について試験を受けて合格することにより単位を修得するものとする。

2 科目等履修生には、その願出により、単位修得証明書を発行する。

第9条 科目等履修生が科目を履修できる期間は、その許可された学年度内とする。ただし、継続して履修を許可された場合は、登録料を免除する。

第10条 科目等履修生は、本学の学則および学内規程を遵守しなければならない。

第11条 千葉経済大学学生の科目等履修並びに他大学との間の協定等に基づく科目等履修に関しては特例を定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。